2　前項第一号に規定する特定役員退職所得控除額又は同項第二号に規定する一般退職所得控除額とは、法第二百一条第一項の規定による所得税を徴収すべき法第百九十九条（源泉徴収義務）に規定する退職手当等を支払うべきことが確定した時の状況における第七十一条の二第一項第一号（特定役員退職手当等と一般退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算）に規定する特定役員退職所得控除額又は同項第二号に規定する一般退職所得控除額をいう。

3　第七十一条の二第五項及び第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第三百五十四条の二の次に次の一条を加える。

（外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書）

第三百五十四条の三　法第二百二十八条の三の二（外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書）に規定する政令で定める関係は、外国法人が内国法人の発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資（以下この条において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式（議決権のあるものに限るものとし、出資を含む。以下この項において同じ。）を直接又は間接に保有する関係とする。この場合において、当該外国法人が当該内国法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、当該外国法人の当該内国法人に係る直接保有の株式の保有割合（当該外国法人の有する当該内国法人の株式の数又は金額が当該内国法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合をいう。）と当該外国法人の当該内国法人に係る間接保有の株式の保有割合（次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める割合の合計割合）をいう。）とを合計した割合により行うものとする。

一　当該内国法人の株主等である法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式が当該外国法人により所有されている場合　当該株主等である法人の有する当該内国法人の株式の数又は金額が当該内国法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合（当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

二　当該内国法人の株主等である法人（前号に掲げる場合に該当する同号の株主等である法人を除く。）と当該外国法人との間にこれらの法人と発行済株式等の所有を通じて連鎖関係にある一又は二以上の法人（以下この号において「出資関連法人」という。）が介在している場合（出資関連法人及び当該株主等である法人がそれぞれその発行済株式等の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式を当該外国法人又は出資関連法人（その発行済株式等の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式が当該外国法人又は他の出資関連法人によって所有されているものに限る。）によって所有されている場合に限る。）　当該株主等である法人の有する当該内国法人の株式の数又は金額が当該内国法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合（当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

2　法第二百二十八条の三の二に規定する政令で定める権利は、次に掲げる権利とする。

一　法第二百二十八条の三の二に規定する外国親会社等（同条に規定する役員等と同条の契約を締結したものに限る。以下この項において「外国親会社等」という。）の株式又は当該外国親会社等と資本関係（当該外国親会社等と当該外国親会社等以外の法人のいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式（議決権のあるものに限るものとし、出資を含む。）を直接又は間接に保有する関係をいう。次項において同じ。）がある法人の株式（以下この項において「外国親会社株式等」と総称する。）を無償又は有利な価額で取得することができる権利

二　外国親会社株式等の価額に相当する額又は当該外国親会社株式等に係る配当に相当する額の金銭その他の経済的利益の支払又は供与を受けることができる権利

三　外国親会社株式等の価額、外国親会社等の業績その他の指標の数値が一定の期間内にあらかじめ定めた基準に達した場合に当該外国親会社株式等、金銭その他の経済的利益の交付、支払又は供与を受けることができる権利

3　第一項後段の規定は、資本関係があるかどうかの判定について準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十条第一項の改正規定、第三十七条第二項ただし書の改正規定、第六十四条第一項第四号の改正規定及び第二百七条に一号を加える改正規定並びに附則第三条の規定　平成二十四年四月一日

二　第八十九条第四号の改正規定及び次条の規定　平成二十四年七月一日

（国庫補助金等の範囲に関する経過措置）

第二条　改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第八十九条第四号（国庫補助金等の範囲）の規定は、個人が平成二十四年七月一日以後に交付を受ける同号に掲げる補助金について適用する。

（医療費の範囲に関する経過措置）

第三条　新令第二百七条（第七号に係る部分に限る。）（医療費の範囲）の規定は、居住者が平成二十四年四月一日以後に支払う所得税法第七十三条第一項（医療費控除）に規定する医療費について適用する。

2　平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間における新令第二百七条の規定の適用については、同条第七号中「介護福祉士による」とあるのは「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十二条第一項（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う経過措置）の規定により読み替えられた」と、「第二条第二項（定義）に規定する喀痰吸引等又は同法附則」とあるのは「附則」とする。

財務大臣　安住　淳
内閣総理大臣　野田　佳彦

法人税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百一号

法人税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）の施行に伴い、並びに法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十三号、第二十五条第三項、第三十七条第一項、第四十二条第一項、第五十二条第一項第二号ハ、第五十七条第三項第二号、第四項第二号及び第十二項、第六十五条、第六十七条第三項、第八十一条の六第一項、第八十一条の十三第二項、第百三十三条第四項並びに第百三十四条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。